

諮問番号：平成 30 年度（情）諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度（情）答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年〇月〇日に提起した処分庁銚田市長が行った公文書一部公開決定通知書の処分の公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、区画整理事業契約状況の非公開部分の公開をすべきである。その余の判断は妥当である。

第 2 諮問に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、平成 30 年〇月〇日付けで銚田市の保有する情報の公開に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、処分庁に対し、公文書公開請求を行った。

2 本件処分

処分庁は、平成 30 年〇月〇日付けで、条例第 14 条の規定により、本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 11 月 30 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定により、審査請求書を提出した。

4 諮問

審査庁は、平成 31 年〇月〇日付けで条例第 17 条第 1 項の規定により、当審査会に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 平成 30 年〇月〇日付け公文書一部公開決定通知書の正確な情報の確認。
- (2) 平成 30 年〇月〇日付け公文書一部公開決定通知書の非公開部分の公開を求める。

2 審査請求の理由

(1) 図面が不正確なため

- ①「〇〇〇地区街区・画地点埋設図 〇街区」の訂正及び面積計算（座標法）の記載を求める。
- ②〇〇〇〇〇丁目〇番〇号換地について前所有者 〇〇〇〇様が最後まで役所に交渉していた土地で、その際の通達文書及び関係書類

(2) 情報公開されるべき情報が公開されていないため

①「区画整理事業契約状況（昭和〇〇年度から平成〇年度）」について

入札されて事業完了しているにもかかわらず、黒く塗り潰されているので、その公開を求める。恣意的な思惑による部分公開決定によって知る権利を制約や妨害されたままにあり、これは不当そのものである。すべての公開を求める。すべてを公開することによって弊害は皆無である。

②「〇〇〇〇〇丁目〇番〇号 換地処分通知書及び関係書類」について

銚田市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条該当のためと記載されておりますが、市民に十二分に解るように第 7 条の何項に該当するのか、具体的に説明を求める。

公開請求に関わる公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情

報に関わる部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではないと定められております。

3 処分庁の主張の要旨

(1) 開示請求のあった□□□□〇丁目〇番〇については、事業終了後に個人が行った分筆であるため関係書類は存在しない。法務局保存の地積測量図のとおりである。

また、「○○○○地区街区・画地点埋設図 ○街区」については事業終了後に各当事者の方々に次年度の申告に係る説明資料として埋設図を加工した参考図面である。事業終了時の正式な埋設図は、「○○○○地区街区・画地点埋設図 △街区」である。請求人へも参考資料である旨の説明済み。

(2) 「区画整理事業契約状況（昭和〇年度から平成△年度）」については、不開示にした部分を開示すると認める。ただし、請求内容が不明確であるため、請求人に対し必要項目の確認をした上で不開示としたことを申し添える。

不開示の理由は、銚田市の保有する情報の公開に関する条例第7条第1号に該当すると判断する。不開示とした根拠の説明不足は認め、その他の部分は否認する。

第4 弁明書に対する反論書の要旨

(1) 「○○○○地区街区・画地点埋設図 △街区」が正式であるとのことだが正式且つ最新のものである根拠が見受けられない。公文書として保存・管理しているものならば、作成日・作成者・目的が文書内に記載があると思われる。間違いなく最新且つ正式であるという根拠または作成日等情報開示を求めます。

「○○○○地区街区・画地点埋設図 □街区」で記載されていた座標から*に向けられていた線が□街区に記載されておりません。地積測量図と△街区を比較し差分があるため、差分の理由及び訂正を求めます。

「○○〇〇地区街区・画地点埋設図 □街区」について正式な埋設図を加工して作成されたとあるが、文書名及びその図面の開示を求める。

地積測量図では□番〇が存在していることから、単に△丁目□番〇号と同番□△号を分けるための資料には該当しないと考えます。

(2) 「□□□□土地区画整理事業契約状況」において黒塗りされている「工期」の欄の開示を求めます。

弁明にある「有意の情報」とはどのような情報（項目）が含まれているのか説明を求めます。

公開することにより、誰に損得が発生するのか説明を求めます。

第5 調査審議の経過

平成 31 年〇月〇日	諮問書の受付
平成 31 年〇月〇日	弁明書の送付
平成 31 年〇月〇日	反論書の受付
平成 31 年〇月〇日	審議（平成 30 年度第 1 回情報公開・個人情報審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 審査会は、審査請求人の主張、処分庁の意見を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 平成30年〇月〇日付け公文書一部公開決定通知書の正確な情報の確認について

審査請求人は、本件審査請求の理由として正確な情報の確認を主張しているが、審査会は行政情報公開請求に対する実施機関の非公開・非開示決定等について審査を行うものである。

よって、審査の対象外であると判断する。

(2) 平成30年〇月〇日付け公文書一部公開決定通知書の非開示部分の公開を求める審査請求について

1 公開請求の内容

平成30年〇月〇日付けで請求のあった公文書の件名及び内容については次のとおりである。

①〇〇〇〇〇〇丁目▽番△号 土地区画整理換地処分の通達文書及び関係書類

②〇〇〇〇〇〇丁目△番▽号換地について前所有者 〇〇〇〇様が最後まで役所に交渉していた土地で、その際の通達文書及び関係書類

③役所から分筆される土地 〇〇〇〇〇〇丁目□番△号の所有者□□□□様への通達文書及び関係書類

④土地区画整理事業者名

2 請求に対する処分

①、③について条例第7条第1号の規定により一部公開

②については、不存在により非公開

④については、審査請求人に対し必要事項を確認したうえで非公開

3 処分についての判断

①、②、③については、処分庁の決定は妥当であると判断する。

④については、非公開にする理由のないことから公開すべきであると判断する。

2 結論

よって、当審査会は、第1の記載のとおり答申する。

銚田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 柳橋 政義

委員 沼田 妙佳

委員 海老澤 光男